

岡山県
医師会

医師賠償責任保険の ご案内

〈 A ② 会員向け 〉

日医 A ② 会員の皆さまへ



保険期間

2026 年7月1日 午後4時
～
2027 年7月1日 午後4時

1年間

保険契約者：公益社団法人 **岡山県医師会**

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

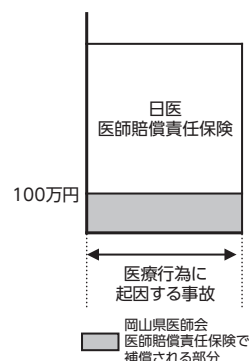
この保険は岡山県医師会を契約者とし、岡山県医師会会員（日本医師会 A②会員）の皆様方を対象とする団体契約です。

したがって個々で加入されるより保険料も20%（団体割引）安くなっていますし、面倒な手続きもありません。

1987年7月1日から、日医A②会員制度が発足し、勤務会員の皆さまもA②会員になることによって、日医医賠償責任保険の適用が受けられるようになりました。

日本医師会医師賠償責任保険制度は、医療上の事故に対して1億円までの賠償を補償しておりますが、免責（自己負担部分）が100万円設定されています。

岡山県医師会ではこの100万円について補償する団体契約（岡山県医師会医師賠償責任保険（A②会員向け））を損保ジャパンとの間で締結しています。



加入要領

毎年7月1日付で満期となり更新されます。

①ご継続の場合

自動更新のため、特段のご連絡は不要です。

②新規加入を希望される場合

右の解説をご参照のうえ、加入依頼書をご記入いただき、**5月20日(水)**までに岡山県医師会宛にご返送ください。

③中途加入される場合

原則翌月の1日付で契約開始となります。（裏面「中途加入保険料表」をご参照ください。）

④保険料納入方法

原則として、6月に県医師会へ登録されている口座から引き落としさせていただきます。

⑤解約される場合

岡山県医師会まで同封の変更依頼書にご記入のうえお申し出ください。

⑥廃業された場合

廃業される際は、岡山県医師会へご連絡ください。

また、医師賠償責任保険の期間延長（10年）のお手続きも可能です。

詳しくは7ページ記載の「損害賠償請求期間延長担保追加条項」の欄をご覧ください。

岡山県医師会福祉部

保険金額・保険料（団体割引 20%、一括払、保険期間1年）

保 険 金 額		年 間 保 険 料 (団体割引 20%)
医 療 上 の 事 故		
対人 1 事故につき	対人 1 年間につき	
100万円	300万円	4,000円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

岡山県医師会 医師賠償責任保険 (A②会員向け) の概要

1

この保険は岡山県医師会を契約者とし、岡山県医師会会員（日本医師会A②会員）の皆様方を対象とする団体契約です。したがって、個々で加入されるより保険料も20%（団体割引）安くなっていますし、面倒な手続きもありません。

2

保険金をお支払いする事故

ご加入いただいている医師または医師の指揮・監督下にある看護師、診療放射線技師、薬剤師などの使用人が日本国内において行った医療行為によって、患者（医療の対象者）の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者である医師に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、医師個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

（注）この保険では、医療事故に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合が対象となります。

争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。（初年度契約とは 2004 年 4 月 1 日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）

3

お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

〈医師特約条項〉

(1) 法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）

(2) 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する契約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

4

この保険の対象とならない主な事故

次のような場合は、保険金支払いの対象となりませんのでご承知ください。

(1) 海外での医療行為に起因する賠償責任

(2) 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任

(3) 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任

(4) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任

(5) 所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任

(6) 被保険者の故意によって生じた賠償責任（※1）

(7) 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類する事変または暴動によって生じた賠償責任

(8) 記名被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任

(9) 被保険者と世帯を同じくする親族（※2）の方に対する賠償責任（※1）

(10) 航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

（※1）損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

（※2）6親等内の血族、配偶者（※3）または3親等内の姻族をいいます。

（※3）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

など

5 事故が発生した場合

1) まず第一に、次のような事項をメモしてください。

- ①事故発生の日時・場所 ②事故発見の日時 ③被害者の住所・氏名
④事故の原因・状況 ⑤被害者からの損害賠償の請求を受けたときはその内容と金額

2) 次にそのメモ事項をできるだけ早く岡山県医師会医療事故担当にご連絡ください。

3) 保険金のご請求にあたっては、次の書類(※)のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。(※)必要書類は、下表に記載。

〈事故時に必要となる書類〉

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険

★被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30 日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30 日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の●期間を延長することがあります。

保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

2010 年 4 月 1 日以降発生事故から、次の 1. から 4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

※保険法により 3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。

6 刑事弁護士費用担保追加条項

● 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

想定されるご負担（損害）		該当保険商品
民事	損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等	医師賠償責任保険（医師特約・医療施設特約）
刑事	弁護士費用・訴訟費用	刑事弁護士費用担保追加条項

◆ 刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要の続き

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 （注） 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ② 裁判所が略式命令を発した時（注2） ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） （注1） ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注2） ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注3） ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。
保険金をお支払いできない主な場合	1. 次の事由に起因する損害 ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。
ご加入方法 割増保険料なしで自動セットされます	個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人） 医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。（※）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。 病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人） 勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。 ※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。 ※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
ご加入方法	
業務上過失致死傷罪 送検 刑事事件 弁護士費用 訴訟費用	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。 刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。 被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。 被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金 報酬 法律相談料 日当 実費等をいいます。 刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

7 損害賠償請求期間延長担保追加項目

★損害賠償請求期間延長担保追加条項

10年間保険料 1,800円

- 保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。
医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する 경우가多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。
- 保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」にご加入いただかないと保険金をお支払いできません。



ご注意ください

告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

告知事項

■加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

※保険契約加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、付属書類等の以下の項目をいいます。

■被保険者欄

- ご加入者(勤務医師)の日本医師会会員区分
- 過去の保険金支払状況 など

通知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

(※) 加入依頼書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) ご加入者の住所などに変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*** 8月中旬頃、加入者証をご郵送させていただきます。加入者証は大切に保管してください。
また2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。**

- 医師特約条項では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約条項については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

中途加入保険料表（一括払）

加入申込月	責任開始月	保 険 料
年間保険料	7月1日	4,000 円
7 月	8月1日	3,667 円
8 月	9月1日	3,333 円
9 月	10月1日	3,000 円
10 月	11月1日	2,667 円
11 月	12月1日	2,333 円
12 月	1月1日	2,000 円
1 月	2月1日	1,667 円
2 月	3月1日	1,333 円
3 月	4月1日	1,000 円
4 月	5月1日	667 円
5 月	6月1日	333 円

お 問 い 合 わ せ 先

●取扱代理店 株式会社ジャパン保険 岡山

岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル5F

TEL 086-231-2840 FAX 086-231-2890（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 岡山支店 法人支社

岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル3F

TEL 086-225-1045 FAX 086-225-4288（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

〔窓口：事故サポートセンター〕0120-727-110

〈受付時間〉24時間365日

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。